

一般競争入札（事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）：電子入札）を施行するので、知立市契約規則（昭和60年規則第8号）第7条及び第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月13日

知立市長 石川 智子

1. 対象工事

工事番号	08-068
工種区分	電気工事
工事名	雨水施設長寿命化対策工事
路線等の名称	落合ポンプ場
工事場所	刈谷市 一ツ木町岐路 地内
工期	480日間
工事概要	電気設備 自家発電機（更新） 1台 自動始動盤（更新） 1面 排気消音器（更新） 1式
予定価格	金 102,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
※本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」の工事である。	

2. 入札方法等

（1）電子調達システムの利用

本公告に係る工事は、一般競争入札参加申請書の提出及び入札の手続きをあいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子調達システム」という。）で行う。（以下「電子入札」という。）

（2）ポータルサイト

電子調達システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。利用規約及び操作手引書を熟読しておくこと。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

（3）実施方法

電子入札の実施については、知立市契約規則、知立市入札者心得書及び知立市電子入札取扱要領（以下「電子入札要領」という。）により行う。

3. 入札参加資格

入札参加要件	知立市入札参加資格者名簿に登載されているもので、一般競争入札参加申請書又は特定建設工事共同企業体一般競争入札参加申請書の提出日から対象工事の落札決定までの間、知立市において指名を一定期間停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。	
	工種・総合 数値・地域 要件	知立市における電気工事の総合数値が800点以上であり、愛知県内に建設業法第3条に基づく営業所（本店及び支店等）を有し、当該営業所等が引き続き3年間知立市入札参加資格者名簿に登録されている業者であること。
	建設業 許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、 電気工事業 について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。 ただし、下請代金の総額が 5千万円 以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となる。
	現場配置 技 術 者	建設業法第26条に定める 電気工事業 に係る主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置できること。 ただし、契約金額が 4千5百万円 以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となる。また、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）専任で配置し、別に定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できる。 下請代金の総額が 5千万円 以上となる場合には、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となる。
	施工実績	過去10年間（当該年度は含まない）に元請として建設業法上の許可業種が 電気工事業 である官公庁発注工事を完了した実績を有すること。
その他 要件等	・ 知立市建設工事等一般競争入札実施要綱及び共通事項（建設工事）に示す。 （電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム（入札公告）に添付）	

4. 設計図書等の入手方法

設計書等の 入 手 方 法	入手場所	電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム（入札公告）よりダウンロードすること。
	入手期間	令和8年10月13日（火）午前9時から 令和8年10月22日（木）午後5時まで

5. 設計図書に対する質問等

質 問 の 受 付	受付期間	令和8年10月13日（火）から令和8年10月22日（木）
	提出方法	質問書を総務課（somu@city.chiryu.lg.jp）へメールにて送付すること。質問書の様式は知立市公式ホームページよりダウンロードし、質問事項を記載の上、代表者印を押印したもののPDFファイル及びその元ファイルを送付すること。
	回 答	令和8年10月26日（月）までに <u>電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム（入札公告）</u> で回答

6. 申請書等の提出方法

（1）申請書の提出方法等

ア 参加申請書及び技術資料等

1）一般競争入札参加申請書

2）総合評価落札方式の評価に必要な技術資料（加算点申告書）

イ 提出期間

令和8年10月14日（水）午前9時から

令和8年10月21日（水）午後1時まで

ウ 方 法

- ・一般競争入札参加申請書及び加算点申告書に必要な事項を入力し、添付ファイル名は『〇〇会社申請資料』として電子調達システムにより提出すること。（電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時から午後8時）ただし、提出（送信）する場合は知立市電子入札取扱要領に定められたファイル容量に注意すること。
- ・申請資料等は、電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム（入札公告）よりダウンロードすること。

7. 配置予定技術者

- （1）落札候補者は、事後審査提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- （2）落札決定後に技術者が配置できなくなった場合は、入札参加停止の対象とする。
- （3）同日開札する複数の案件に配置予定技術者を重複する場合において、落札候補者となった案件に技術者を配置できなくなった場合は、事後審査書類提出期日までに辞退すること。（開札の順番は公告文の工事番号順に行い、開札順に入札参加資格の審査を行う。）
- （4）入札参加資格の確認は、公告日をもって行うものとする。ただし、建設業法で技術者の専任を求める工事で他の工事の監理（主任）技術者として従事中の者を配置予定技術者として申請した場合は、開札日に配置予定技術者の従事状況の確認を行う。
- （5）配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、その場合はその旨を速やかに届け出ること。落札後に配置予定技術者を配置できない場合は、入札参加資格停止等の対象となる場合がある。

8. 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ア 前記3. 入札参加資格を満たしている場合に、**標準点100点**を付与する。
- イ 前記4. 入札参加資格の確認で提出された総合評価落札方式の評価に必要な資料等により**最大28点**の加算点を与える。
- ウ 得られた標準点と加算点を用い、別添「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札者とする。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 企業の技術力に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 地域精通度地域貢献度に関する事項

9. 入札書及び積算内訳書の提出方法等

(1) 入札書及び積算内訳書

ア 提出期間

令和8年10月27日（火）午前9時から

令和8年10月28日（水）**午後1時まで**

- ・電子調達システムにより提出すること。（電子調達システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時から午後8時）

イ 方 法

- ・入札書に必要な事項を入力し、積算内訳書を添付ファイルとして電子調達システムにより提出（送信）すること。
- ・積算内訳書は、ダウンロードした設計書ファイルを使用し、添付ファイル名は、『〇〇会社積算内訳書』とすること。

ウ 入札の回数等

- ・入札の回数は1回とし、入札書に併せて積算内訳書を提出（送信）すること。
なお、積算内訳書を書面にて提出する場合は、封印のうえ、電子入札書提出期間内に**知立市総務部総務課契約検査係へ持参**のこと。

10. 開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年10月29日（木） 午後 1時30分

(2) 場 所

知立市役所 3階 302会議室

1 1. 落札者の決定方法

(1) 対象工事に記載の予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、別添「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び加算点申告書の内容を確認した上で落札者とし、当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし入札参加資格を確認する。なお、入札参加資格の確認は、原則、開札日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に行い、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送付する。なお、評価値の最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(2) 落札候補者は、事後審査に必要な書類を下記により提出しなければならない。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査の必要な書類を求めることがある。

ア 事後審査に係る記載様式／添付資料の提出

1)

- ・様式その1 資料様式 アー①、アー②、アー③、アー④、アー⑤
- ・様式その2 資料様式 イー①、イー②、イー③
- ・様式その3 資料様式 ウー①、ウー②、ウー③、ウー④
- ・添付資料

2) 配置予定技術者等届

3) 配置予定技術者に係る法令による免許等の写し

イ 提出期間

開札日の翌日（閉庁日を除く。）から4日以内

ウ 方 法

- ・知立市総務部総務課契約検査係まで持参のこと。
- ・資料等は、電子調達システム内の入札情報サービスサブシステム（入札公告）よりダウンロードすること。

(3) 技術資料及び事後審査に係る書類の審査に当たり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行う。減点（減じる点数）は下記の計算式の通りとする。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行わない。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

(4) 落札候補者の入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とする。

1 2. その他

- (1) 総合評価落札方式については、低入札価格調査制度を導入し、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定するものとする。
- (2) 提出する申請書等に係る費用は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書等は申請者に返却しないものとする。また、原則として公表せず、無断で使用するものではないものとする。
- (3) 入札保証金は、知立市契約規則第11条の規定により免除する。
- (4) 契約書作成の要否については要とする。
- (5) 契約保証金は、契約価格の総額が200万円を超える建設工事については、知立市契約規則第33条第3号の免除規定は適用しない。
- (6) 「知立市公契約条例」及び「知立市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱」の規定に基づく「労働環境の確認に関する特約条項」について、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、知立市指定の調査票（労働環境確認報告書）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。ただし、後日下請契約をした業者については、その都度、労働環境確認報告書及び施工体系図を提出するものとする。詳細については、労働環境の確認に関する特約条項を参照のこと。また、労働環境確認報告書の様式は、知立市ホームページよりダウンロードすること。

※提出先： 知立市役所 総務部 総務課 契約検査係

(7) 【電子契約について】

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、「<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/somu/somu/gyomu/5/sintyaku/18075.html>」を参照ください。

- (8) 「本工事は、知立市週休2日制工事実施要領（令和6年4月1日施行）に基づく完全週休2日制・週休2日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」

問い合わせ先

〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

知立市役所 総務部 総務課 契約検査係

TEL 0566-95-0147（直通）

FAX 0566-83-1141

Eメール somu@city.chiryu.lg.jp

中東情勢の変化に伴う対応について

I スライド条項の適切な運用等について

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた適切な運用のため、契約図書には必ず「知立市工事請負契約約款」を綴じるとともに、受注者からの協議の申出等について以下のとおりとします。

1 費用について

資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出ができます。

2 工期について

受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができます。

II 関連工事との調整（大幅な減額変更）について

中東情勢の変化等の影響により関連工事が一部取りやめになった場合、本工事も大幅に変更減となる可能性があります。（例えば、道路工事が取りやめになり水道工事が一部施工できないなど）

III その他

- 1 受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、ご活用ください。
- 2 今後の情勢の変化等により状況の好転又は悪化がみられた場合には、必要に応じて協議を実施します。